**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十三年五月七日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

和歌山県有田郡広川町大字下津木四四番地

猿川生産森林組合

代表清算人　堀　　久夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年八月三日開催の臨時総会の決議により八月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

熊本市出水四丁目三一の五

ＮＰＯ法人天草青少年アカデミー

清算人　桑原　一生

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十三年六月三十日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

愛知県岡崎市西蔵前町字季平五〇

清算法人葵土地改良区

清算人代表　矢頭　金也

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年七月十二日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

和歌山市紀三井寺八一一番地の一

財団法人和歌山県医学振興会

代表清算人　板倉　　徹

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年五月二十八日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

岡山市北区伊福町二丁目一六番九号

社団法人教育振興ノートルダム清心会

代表清算人　西室　典子

**配当公告**

愛知県名古屋市港区当知町七丁目一二番地

破産者　株式会社メンテス

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第一一三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三七〇、九三二、八一八円

（内優先的破産債権額

金八、八五六、三五八円）

一、配当をすることのできる金額

金三四、五一〇、四三七円

（内優先的破産債権額

金八、八五六、三五八円）

平成二十三年八月二十五日

名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号

ザ・スクエア七階Ｓ七

破産管財人　森　　亮爾

**配当公告**

名古屋市熱田区玉の井町八番五号

破産者　東洋通運株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一〇〇三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二三七、四五六、〇五〇円

一、配当することのできる金額

金三八、六二五、五三七円

平成二十三年八月二十五日

名古屋市中区錦二丁目二番二号　名古屋丸紅ビル一二階　しょうぶ法律事務所

破産管財人　柚原　肇

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道苫小牧市東開町五丁目五三八番地

一七、最後の住所北海道苫小牧市東開町五丁目五番二八号

被相続人　亡　三上　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

北海道苫小牧市明野新町一丁目一二番一一号　相続財産管理人司法書士　岡田　圭正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県川越市大字小堤三一四番地、最後の住所埼玉県川越市大字小堤三一三番地五

被相続人　亡　岸田　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

埼玉県川越市新富町一丁目一八番地六戸田本川越ビル三階

相続財産管理人　弁護士　龍　由紀子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県飯能市大字双柳一〇四九番地二、最後の住所埼玉県飯能市大字双柳七二七番地五

被相続人　亡　丸山みねの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県船橋市大穴南二丁目一〇番、最後の住所千葉市稲毛区宮野木町一七九三番地二二第二さいわいコーポ二〇一

被相続人　亡　奥貫　義彌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十五日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号

福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福田佐知子

## 決　算　公　告

平成23年8月25日

オランダ王国　1077ＺＸ、アムステルダム、シュトラヴィンスキラーン3501

**クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ**

日本における代表者　フレデリック・トゥルショー

**貸借対照表の要旨**

（平成22年12月31日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,532,363 | 流動負債 | 1,563,441 |
| 固定資産 | 51,153 | 固定負債 | 2,492 |
| | | 引当金 | 4,428 |
| | | 資本金 | 9,727 |
| | | 資本剰余金 | 40,074 |
| | | 利益剰余金 | △24,825 |
| | | （うち当期純利益） | (3,424) |
| | | 評価差額金 | △11,821 |
| 資産合計 | 1,583,516 | 負債・純資産合計 | 1,583,516 |

## 第37期決算公告

平成23年8月25日

岐阜県美濃市極楽寺916番地

**極楽寺興産株式会社**

代表取締役　細野　幹人

**貸借対照表の要旨**

（平成23年4月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 36,307 | 流動負債 | 18,404 |
| 固定資産 | 2,151 | 負債合計 | 18,404 |
| | | 株主資本 | 20,129 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 10,129 |
| | | その他利益剰余金 | 10,129 |
| | | （うち当期純利益） | (3,828) |
| | | 評価・換算差額等 | △75 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △75 |
| | | 純資産合計 | 20,054 |
| 資産合計 | 38,458 | 負債・純資産合計 | 38,458 |